

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員 の数 | 公益法人の場合 | | |
|-------------------------------------|---|----------|-----------------------------------|---------------|---|-----------|-----------|--------|--------------|---------|-------------------|---------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者数 |
| 令和5年版地方財政白書ビジュアル版の版下作成等の請負 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.5 | 日経印刷(株) 東京都千代田区飯田橋2-16-2 | 7010001025732 | 地方財政白書の内容は分野が多岐に渡り、その理解には専門的な知識を必要とする部分も多くあることから、広く国民に周知するための分かりやすい資料としてビジュアル版を作成している。その作成には、多くの内容を少ない紙面で一般向けに理解しやすいものにする事ができるデザイン力や、白書の内容についての深い理解が必要であり、価格のみの競争にはなじまないため、公募による企画競争で選定した業者と契約。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 3,748,800 | 3,748,800 | 100.0% | | | | |
| 政見放送手話通訳士研修会の事務委託 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.18 | (一社)日本手話通訳士協会 東京都文京区関口1-7-5 | 9010005014003 | 履行可能な者を公募した結果、応募のあった者が日本手話通訳士協会のみであり、契約の履行について審査した結果、本件契約の履行が可能であると認められたため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 2,661,736 | 2,661,736 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度ふるさとづくり大賞表彰式開催に係る会場の使用等 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.13 | (株)東京ロイヤルホテル 東京都千代田区平河町2丁目4番1号 | 3010001034480 | 本件は、透明性、競争性を確保するため履行可能な調達参加希望者を公募した結果、調達の履行が可能と認められたものが1者であったことから、そのとの随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 1,271,600 | 1,271,600 | 100.0% | | | | |
| 全国過疎問題シンポジウム2023inとやま運営等業務 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.4 | (株)PCO 山梨県富士市桜橋通り2番25号 | 5230001004559 | 実行委員会事務局による企画運営業務受託者選定プロポーザルを行い、総務省において契約の履行について審査した結果、本件契約の履行が可能であると認められたため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 8,099,998 | 8,099,998 | 100.0% | | | | |
| 令和6年度からの森林環境税課税開始に係るポスターの版下等作成業務の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.25 | (株)博報堂プロダクツ 東京都江東区豊洲5丁目6番15号 | 4010601035588 | 新たに課税が開始される森林環境税について、広く国民に周知するために訴求力に優れたデザインを選ぶ必要があり、制度の趣旨や目的、使途等を適切かつ効果的に伝えるデザインを制作することは価格の競争になじまないため、企画競争により選考した業者と契約するもの。 | 2,094,510 | 2,094,510 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|--|---------------|--|-------------|-------------|--------|--|--|--|--|
| 遠隔方位測定設備の総合通信局組織改編対応の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.24 | 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 | 7010401022916 | 本件は、日本電気株式会社が構築した遠隔方位測定設備 業務処理統括装置等に対し、総務省総合通信局の組織改編に対応するため、設定変更を実施するものである。 本件調達に当たっては、より一層の透明性と競争性を確保するため、事前に対応可能な者を公募したが、応募者は当該装置を構築した日本電気株式会社1者のみであった。 今回調達対象の遠隔方位測定設備 業務処理統括装置等は、電波監視業務を支援する特殊な専用設備であるため、本請負に当たっては、その構成及び運用について知見を有することが必須のものである。 そのため、今回の調達にかかるノウハウからして、他社の対応は難しく公募の提出がなかった。また他に合理的な代替も無いことから、同社と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号 | 4,389,000 | 4,389,000 | 100.0% | | | | |
| 長期増分費用モデルを中心とした電話網の接続制度等に関する調査研究 | 赤坂 晋介 総務省大臣官房会計課課長 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.19 | (株)三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3 | 6010001030403 | 履行可能な業者を募集し、履行証明書を求め公募を行った結果、当該事業者のみが応募業者であった。審査の結果、履行可能業者であることが認められるため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号 | 29,990,400 | 29,986,000 | 99.9% | | | | |
| 総務省LANにおけるコミュニケーションサービスの機能拡張(令和5年度)に係る作業の請負 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.12 | 日鉄ソリューションズ(株) 東京都港区虎ノ門1-17-1 | 9010001045803 | 本件請負は、総務省LANにおけるコミュニケーションサービスの機能拡張(令和5年度)に係る作業を実施するものである。 本件は、現在稼働している総務省LAN及び総務省LANに接続している業務システムに悪影響を与えないよう実施する必要があることに加え、総務省LANにおける既設機器の設定変更作業が含まれることから、総務省LANのハードウェア、ネットワーク等のシステム全体の構成を十分に把握している日鉄ソリューションズ株式会社以外に設計・構築等を行うことはできないものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号 | 32,890,000 | 32,890,000 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度 閉空間用電波監視設備設置及び後方利得抑圧対処の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.31 | 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 | 7010401022916 | 総務省では、警察・消防無線、航空・海上無線、携帯電話などの重要無線通信への妨害対策をはじめとする不法無線局の取締りを実施するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設として、遠隔方位測定設備を全国に整備している。 本件は、日本電気株式会社が製作した閉空間用電波監視設備を設置するものであるが、設置に当たっては、そのシステム構成及び運用について熟知していることが必須であり、かつ、センサやネットワークに対し設定変更を行う必要がある。 このため、製作を行った日本電気株式会社以外に請け負わせた場合には、正確な設定変更や調整が行えず、システム全体の互換性が損なわれ著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号 | 145,574,000 | 145,574,000 | 100.0% | | | | |
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | 国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4丁目2番1号 | 7012405000492 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項 | 396,407,000 | 396,407,000 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------|-------------------------------------|---------------|---|-------------|-------------|--------|--|--|--|--|
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | (大) 横浜国立大学 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台7-9番1号 | 6020005004971 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項 | 100,000,000 | 100,000,000 | 100.0% | | | | |
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | (大) 大阪大学 大阪府吹田市山田丘1番1号 | 4120905002554 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項 | 150,000,000 | 150,000,000 | 100.0% | | | | |
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | 日本電信電話（株） 東京都千代田区大手町1-5-1 | 7010001065142 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項 | 150,000,000 | 150,000,000 | 100.0% | | | | |
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | (大) 東北大学 宮城県仙台市青葉区片平2丁目1番1号 | 7370005002147 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項 | 100,000,000 | 100,000,000 | 100.0% | | | | |
| 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.11 | 学習院大学 東京都豊島区目白1丁目5番1号 | 8013305000409 | 本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和5年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項 | 100,000,000 | 100,000,000 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---------|---------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|--|--|--|--|
| 複合電波ばく露のヒト皮膚感覚に及ぼす影響評価 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (大)名古屋工業大学 愛知県名古屋市昭和区御器所町2-9 | 2180005006072 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 22,945,000 | 22,945,000 | 100.0% | | | | |
| 複合電波ばく露のヒト皮膚感覚に及ぼす影響評価 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (学)久留米大学 福岡県久留米市旭町6-7 | 1290005009643 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 12,000,467 | 12,000,467 | 100.0% | | | | |
| 複合電波ばく露のヒト皮膚感覚に及ぼす影響評価 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (大)佐賀大学 佐賀県佐賀市本庄町1 | 1300005002712 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 11,200,800 | 11,200,800 | 100.0% | | | | |
| ミリ波・テラヘルツ波による眼部及び皮膚の障害閾値の究明 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (学)金沢医科大学 石川県河北郡内灘町字大学1-1 | 1220005006886 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 20,966,800 | 20,966,800 | 100.0% | | | | |
| ミリ波・テラヘルツ波による眼部及び皮膚の障害閾値の究明 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | 東京都(大) 東京都新宿区西新宿2-3-1 | 6011105002701 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 18,688,800 | 18,688,800 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|---------|------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|--|--|--|--|
| ミリ波・テラヘルツ波による眼波及び皮膚の障害閾値の究明 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (大) 福井大学 福井県福井市文京3丁目9番1号区 | 4210005005077 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 6,500,000 | 6,500,000 | 100.0% | | | | |
| 電波に関する持続可能なリスクコミュニケーションの方法論の確立 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.20 | (大) 静岡社会健康医学大学院大学 | 8080005007356 | 本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 15,497,352 | 15,497,352 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官区 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.7 | 下市町 良県吉野郡下市町大字下市1960 | 2000020294438 | 本件は、小学校等における農山漁村での宿泊体験活動を継続的な取組としていくため、送り・受入側双方が緊密に連携（同一都道府県、同一市区町村内の取組は、送り・受入側担当部局が緊密に連携）し取り組む都道府県、市区町村に調査を委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供するものである。 送り・受入側双方の多様な連携や地域特性を踏まえた調査を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。 提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 2,500,000 | 2,500,000 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度多様な広域連携促進事業に係る委託業務 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官区 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.6 | 高砂市 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1-1 | 1000020282162 | 本件は人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月21日閣議決定）において取組を進めることとされている「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の多様な広域連携の促進を図ることを目的に、国の委託事業として調査を実施するものである。 地方公共団体間の多様な広域連携の全国展開を図れるような取組について調査を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号 | 14,494,000 | 14,494,000 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---------|------------------------|---------------|--|-----------|-----------|--------|--|--|--|--|
| 令和5年度多様な広域連携促進事業に係る委託業務 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.6 | 福島県 福島県福島市杉妻町2-16 | 7000020070009 | <p>本件は人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月21日閣議決定）において取組を進めることとされている「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の多様な広域連携の促進を図ることを目的に、国の委託事業として調査を実施するものである。</p> <p>地方公共団体間の多様な広域連携の全国展開を図れるような取組について調査を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p> | 9,996,000 | 9,996,000 | 100.0% | | | | |
| 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業 | 林 信秀 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.13 | 秋田県 秋田県秋田市山王4丁目1-18 | 1000020050008 | <p>本事業は、中南米諸国における我が国の自治体にゆかりのあるコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等を有する現地人材との交流を強化・促進する我が国の都道府県又は市町村による取組を調査するものである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、すべての地方公共団体を対象に相当の募集期間を設けたうえで募集を行い、提出された提案内容について評価を行い、委託先を選定し契約することとしている。このため、会計法第29条の3第4項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約によるものとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p> | 4,395,000 | 4,395,000 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度「主権者教育」優良事例普及推進事業 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.7.25 | 鳥取県 鳥取県鳥取市東町1丁目220 | 7000020310000 | <p>本件は、都道府県・市区町村選挙管理委員会が総務省の委託を受けて実施する、主権者の発達段階に応じた取組、地域の機関の協力による長期的計画の策定、出前授業等における部局横断的・広域的・組織横断的な取組などについて、その手法や効果を他の選挙管理委員会等に周知・普及することにより、全国的な主権者教育の充実につなげていくものである。</p> <p>そのため、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。</p> <p>予決令第102条の4第3号</p> | 1,000,000 | 1,000,000 | 100.0% | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。